

議案第 15 号

君津市森林体験交流センターの指定管理者の指定について

君津市森林体験交流センターの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津市木のふるさと文化センター
- 2 施設の位置 君津市久留里市場 1018 番地
- 3 指定管理者 千葉県君津市久留里 416 番地 2
一般社団法人久留里ポータル
代表理事 河井みどり
- 4 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 30 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

君津市森林体験交流センターの指定管理者となる団体の概要

- 1 名称 一般社団法人久留里ポータル
- 2 代表者 代表理事 河井みどり
- 3 所在地 千葉県君津市久留里416番地2
- 4 設立日 平成23年10月5日
- 5 目的等 千葉県君津市久留里地域の特性を最大限に生かし、農業と食文化の振興、観光資源の発掘と地域経済の活性化を目的とした、地域ポータルサイトを構築し、且つ、地域社会の発展に寄与することを目的とする。
目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 地域情報及び観光に関する情報の収集、調査及びインターネットを利用した情報発信。
 - (2) 観光客受入体制の充実強化に関する調査並びに観光施設、宿泊施設の管理及び運営。
 - (3) 地域産品に関する情報の収集、発信及び販売並びに店舗、飲食店の管理及び経営。
 - (4) 観光に関する諸行事の協力並びに観光に関するイベントの企画、開催及び運営。
 - (5) 観光に関する広報業務及び広告代理業務。
 - (6) 観光に関する施設の管理、運営の受託及び旅行業。
 - (7) 観光時における事故等に関する調査、研究及び損害保険の代理店に関する業務。
 - (8) 別荘地及び別荘に関する調査、研究及び企画並びに不動産の売買、賃貸、仲介及び管理。
 - (9) その他、当法人の目的を達成するために必要な一切の業務。
- 6 従業員等 職員5人・会員10社